

北里大学保健衛生専門学院健康診断規程

平成15年 4月1日 制定

平成20年10月9日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学保健衛生専門学院学則第32条第2項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院(以下「本学院」という。)の学生の在学中における健康の保持と疾病予防及び早期発見のために必要な事項を定めるものとする。

(健康管理担当者)

第2条 学生の健康管理は、学院長の委嘱する医師(以下「校医」という。)及び専任教員がこれに当たる。

(健康診断)

第3条 本学院は、学校保健安全法第13条の規定に基づき、毎学年定期に、学生の健康診断を行う。

- 2 疾病その他の理由により、前項の健康診断を受けなかった学生は、その事由消滅後速やかに受診する。
- 3 学院長は、健康診断及び校医の判断により、医療機関による再検査又は受診を勧めることがある。

(健康診断の検査項目)

第4条 健康診断は、次に掲げる検査項目を基準として行う。ただし、校医が必要と認めるときは、他の検査項目を加えることがある。

- (1) 診察
- (2) 胸部エックス線間接撮影
- (3) 血圧測定
- (4) 検尿
- (5) 視力測定
- (6) 体重測定
- (7) 身長測定

(予防接種)

第5条 学院長は、学生に対して、予防接種法に基づく予防接種及び学院長が校医と協議して定めた予防接種を行う。

(健康相談)

第6条 健康に異常があると思われる学生に対して、健康相談を行う。

- 2 健康相談は、校医及び専任教員が当たる。

(学生相談室)

第7条 学院長は、学生の心の健康管理のために、学生相談室（カウンセリングルーム）を設置する。

2 学生相談室の利用については、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教師会において決定する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。